

「行政経営方針(案)」の修正内容 (県民政策コメント後)

番号	頁	行	箇 所	修 正 前 (原案)	修 正 後 (県民政策コメント後の(案))	備 考
1	一	12	はじめに	これまで人口増加県であった本県も、平成27年前後には人口減少に転じる見込みであることから、少子高齢化の進行と併せて、県の財政面への影響や地域活力の低下など様々な問題の発生が懸念されるところです。	これまで人口増加県であった本県も、平成26年10月1日現在の推計人口が前年同月比で48年ぶりの減少となり、いよいよ人口減少局面に入ったと推測されることから、少子高齢化の進行と併せて、県の財政面への影響や地域活力の低下など様々な問題の発生が懸念されるところです。	平成26年10月1日の推計人口を踏まえて修正
2	— 10 11 13	28 — —	はじめに 3 経営理念 (参考)概念図	(経営理念) <u>対話・共感・協働で築く県民主役の県政の実現</u>	(経営理念) <u>対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現</u>	県民政策コメントの意見を踏まえて修正
3	6	9	第2章 1 複雑化する行政課題や多様な行政ニーズへの的確な対応	我が国は、「人口急減・超高齢化」へ向かっており、これまで増加傾向にあった本県人口も、平成27年前後をピークに減少に転じ、少子高齢化も一層拍車がかかることが予想されています。	我が国は、「人口急減・超高齢化」へ向かっており、これまで増加傾向にあった本県人口も、平成26年10月1日現在の推計人口が前年同月比で48年ぶりの減少となり、いよいよ人口減少局面に入ったと推測されるほか、少子高齢化も一層拍車がかかることが予想されています。	平成26年10月1日の推計人口を踏まえて修正
4	8	7	第2章 3 (1)人材・組織力の強化	「人事評価制度」が、公布の日(平成26年5月)から2年内に施行されることになったことから、今後、国の制度設計等の状況を踏まえて、適切に対応する必要があります。	「人事評価制度」が、公布の日(平成26年5月)から2年内に施行されることになったことから、国の制度設計等の状況を踏まえて、 <u>今後、適切に対応する必要があります。</u>	一部表現を見直し
5	10	3	第3章 1 方針の位置づけ	この方針は、平成27年度からスタートする「滋賀県基本構想」の実現を下支えし、施策の着実な推進を図る上で必要となる、県民をはじめとする多様な主体との対話や協働、効率的・効果的な組織運営、職員の意識改革や能力の向上、持続可能な財政基盤の確立など、滋賀県庁における行政経営の基本的な考え方と具体的な取組を定めるものです。	この方針は、平成27年度からスタートする「滋賀県基本構想」の着実な推進を人材や組織、財政などの行財政面から下支えするため、滋賀県庁における行政経営の基本的な考え方と具体的な取組方策を定めるものです。 <u>これまでの行財政改革の取組だけでなく、経営的な視点のもとで、滋賀県庁が有する資源の有効活用を積極的に図っていくことをを目指し、行政経営方針として策定します。</u>	県民政策コメントの意見を踏まえて修正
6	11	30	第3章 5 経営方針 経営方針2 地方分権のさらなる推進	さらに、住民に最も身近な基礎自治体である市町との連携を図り、人口減少問題や地域振興対策等の課題に適切に対応するとともに、権限移譲や事務の共同化を推進し、県民サービスの向上や効果的な事務の執行につなげます。	さらに、住民に最も身近な基礎自治体である市町との連携を図り、人口減少問題や地域振興対策等の課題に適切に対応するとともに、権限移譲や事務の共同化の <u>推進を図り</u> 、県民サービスの向上や効果的な事務の執行につなげます。	県民政策コメントの意見を踏まえて修正
7	17	15	第4章 1 経営方針1 (3)③協働型県政を支える人材の育成	協働型県政を支える人材を育成するため、県および市町の職員を対象とした、協働推進セミナー(プラッシュアップ研修・現地研修)および協働推進員養成講座を実施し、職員の協働に対する理解促進とスキルアップを図ります。	協働型県政を支える人材を育成するため、県および市町の職員を対象とした、協働推進セミナー(プラッシュアップ研修・現地研修)等を実施し、職員の協働に対する理解促進とスキルアップを図ります。	一部表現を見直し

番号	頁	行	箇 所	修 正 前 (原案)	修 正 後 (県民政策コメント後の(案))	備 考
8	20	5	第4章 1 経営方針2 (3)市町との連携の推進 (県民サービスの面で期待される効果)	また、市町への権限移譲等により、より住民に近いところでサービスが提供され、県民の利便性向上につながります。	また、市町への権限移譲や事務の共同化の推進等により、県民の利便性向上につながります。	県民政策コメントの意見を踏まえて修正
9	21	21	第4章 1 経営方針3 (1)③職員の意識改革に向けた取組の推進	③職員の意識改革に向けた取組の推進 ～組織力の最大化や職員の意識改革を図ります。 また、斬新で自由な発想が活かされる職場風土を醸成するとともに、職員の目的意識を育て、柔軟な発想が生まれるよう「(仮称)キラリひらめき改善運動」に取り組みます。	③県庁力最大化や職員の意識改革に向けた取組の推進 ～県庁力の最大化や職員の意識改革を図ります。 また、職員が将来の県のあるべき姿を視野に入れて施策や業務について提案する職員提案の募集や、職員の柔軟な発想を業務改善につなげる「(仮称)キラリひらめき改善運動」を実施し、職員の目的意識の醸成と斬新で自由な発想が活かされる職場風土づくりを推進します。	「職員提案」に関する記述を追加